

(規 88～91)

改札、通則

営 業 規 則

第 6 章 乗車券の改札及び引渡し

第 2 節 乗車券類の改札及び引渡し

(普通乗車券及び特別補充券の改札及び引渡し)

第 88 条 普通乗車券及び特別補充券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して入鋏により改札を受けるものとします。

2 普通乗車券及び特別補充券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引渡すものとします。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第 89 条 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際は、引き続き定期乗車券を購入予定が無い場合は、ただちにこれを係員に引渡すものとします。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第 90 条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際、これを係員に引渡すものとします。

(団体乗車券の改札及び引渡し)

第 91 条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとします。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引渡すものとします。